

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 第2次環境基本計画策定の趣旨

環境問題は、地球規模の空間的広がり、将来世代にわたる時間的広がりを持つことから、中・長期的な視野に立って取り組んでいく必要があります。

また、環境保全施策については、めまぐるしく変化する社会情勢を的確に捉え、他の重要施策とも関連づけながら総合的に推進していくことが大切です。

県では、平成9年12月に制定した「秋田県環境基本条例*」の基本理念の実現に向け、環境保全*に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「秋田県環境基本計画*」（以下「第1次計画」という。）を平成10年3月に策定しました。

平成15年6月には、環境施策を取り巻く状況が大きく変化してきたことを踏まえ、新たな環境保全施策や行政運営指針の反映、重点施策に関わる施策目標の設定などについて、第1次計画の見直しを行い、環境保全施策を展開してきました。

これまでの取組により、重点施策の目標値は概ね達成することができました。また、県民一人ひとりの環境意識も高まってきました。

しかしながら、温室効果ガス*は減少せず、地球全体の課題である温暖化対策はもとより、循環型社会*の形成に向けての廃棄物*の減量化・リサイクル*の推進など、今後ますます力を入れていかなければならない課題が明らかになっています。

本県の豊かな環境を保全し、次世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、民間団体、行政が連携・協力し、これらの全ての主体が一体となって、県民運動として環境保全活動に取り組んでいくことが不可欠です。

こうしたことから、平成22年度をもって計画期間が満了する第1次計画について、その検証や県民・事業者へのアンケート調査結果を踏まえ、また、環境をめぐる状況の変化への対応や、平成22年3月に策定された新たな県政運営指針である「ふるさと秋田元気創造プラン*」との整合も図り、「環境先進県・秋田」の実現に向けて、今後の環境施策の道標となる、新たな「環境基本計画*」（以下「第2次計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の見直し

第2次計画策定から5年目を迎え、本県の環境保全施策を取り巻く状況の変化や、平成26年3月に策定された県政全般の運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン*」に掲げる重点施策等との整合を図るため、第2次計画を見直すこととしました。

【文中の * 印が付いている語句については、付属資料の「用語解説」に掲載していますので、ご参照ください。】

3 環境に関する主な状況の変化

第2次計画の策定後、国では、環境施策の大綱を定める「第4次環境基本計画」を策定したほか、「生物多様性国家戦略*2012-2020」、「第3次循環型社会形成推進基本計画」などを策定しました。

一方、県では、循環型社会の形成に向けた県の施策の方向を総合的に示した「第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画」、「湖沼水質保全特別措置法*」に基づき指定湖沼*の指定を受けた八郎湖の水質保全対策を総合的に推進するための「八郎湖に係る湖沼水質保全計画*（第2期）」などを策定しました。

また、平成26年には、県政全般の運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定しています。

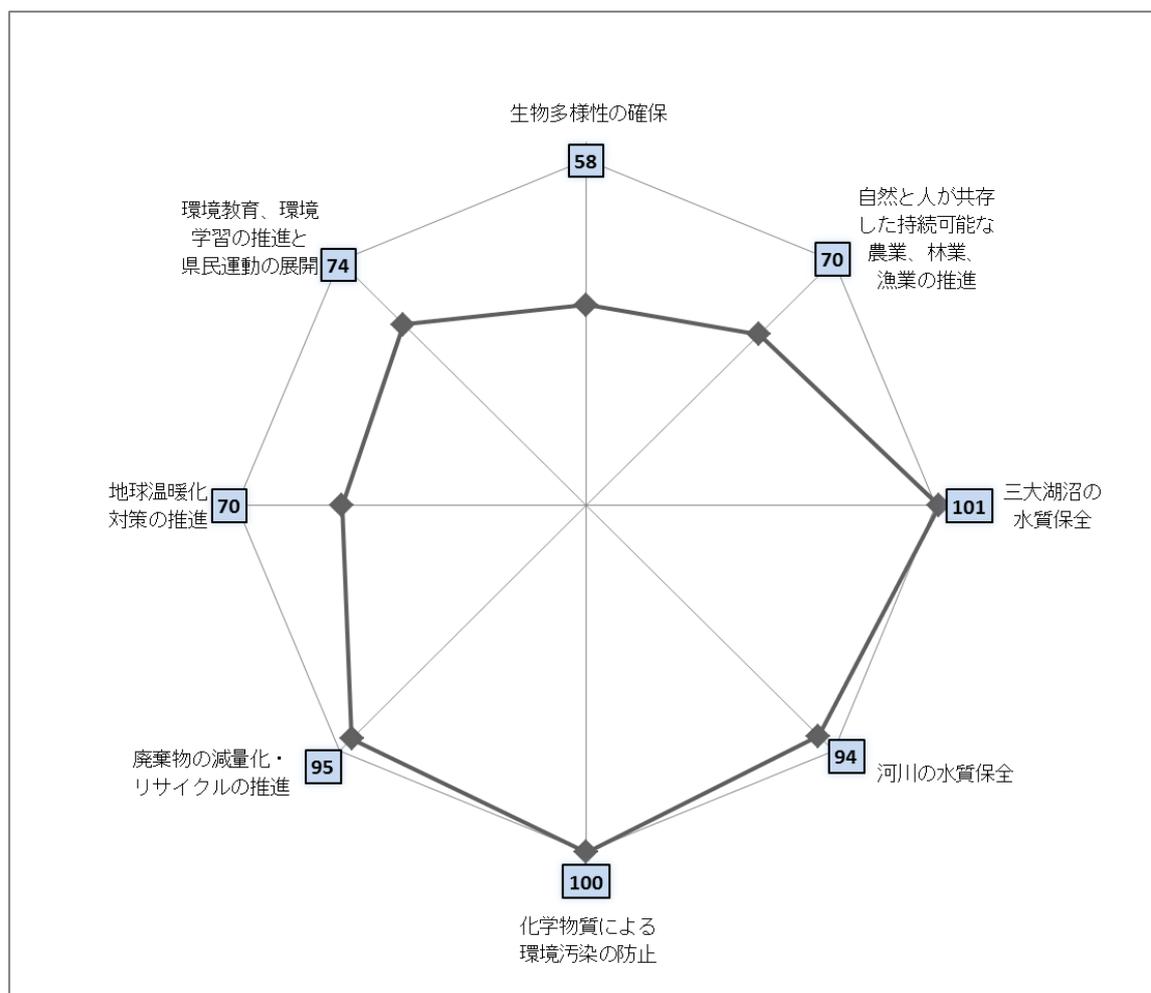
なお、市町村においては、13市町村で環境基本計画が策定（平成27年3月現在）されているほか、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、19市町村で温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）が策定されるなど、環境保全のための取り組みや地域温暖化対策が進められています。

環境をめぐる国と県の動き

国	県
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動・環境教育推進法制定 (平成15年7月) ・文化的景観を位置づける「文化財保護法」改正 (平成16年5月) ・景観法制定 (平成16年6月) ・外来生物法制定 (平成16年6月) ・「京都議定書」の発効 (平成17年2月) ・第3次環境基本計画策定 (平成18年4月) ・第2次循環型社会形成推進基本計画策定 (平成20年3月) ・生物多様性基本法制定 (平成20年6月) ・低炭素社会づくり行動計画策定 (平成20年7月) ・生物多様性国家戦略2010策定 (平成22年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業廃棄物税」、「環境保全協力金制度」の導入 (平成16年1月) ・水と緑の基本計画策定 (平成16年3月) ・リサイクル製品認定制度の導入 (平成16年4月) ・第2次廃棄物処理計画策定 (平成18年4月) ・地球温暖化対策地域推進計画改定 (平成19年3月) ・秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 (平成19年3月) ・第10次鳥獣保護事業計画策定 (平成19年3月) ・第2次「ニホンカモシカ」、「ツキノワグマ」、「ニホンザル」保護管理計画策定 (平成19年3月) ・八郎湖湖沼水質保全計画（第1期）策定 (平成20年3月) ・水と緑の森づくり税の導入 (平成20年4月) ・省エネルギービジョン策定 (平成22年2月) ・ふるさと秋田元気創造プラン策定 (平成22年3月)
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育等促進法改正 (平成23年3月) ・環境影響評価法改正 (平成23年4月) ・第4次環境基本計画策定 (平成24年4月) ・生物多様性国家戦略2012-2020策定 (平成24年9月) ・第3次循環型社会形成推進基本計画策定 (平成25年5月) ・フロン排出抑制法改正 (平成25年6月) ・水循環基本法制定 (平成26年4月) ・鳥獣保護管理法改正 (平成26年5月) ・気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）での「パリ協定」採択 (平成27年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県地球温暖化対策推進条例制定 (平成23年3月) ・秋田県地球温暖化対策推進計画策定 (平成23年4月) ・第2次秋田県環境基本計画策定 (平成23年6月) ・第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 (平成23年6月) ・八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）策定 (平成26年3月) ・秋田県環境教育等に関する行動計画策定 (平成26年3月) ・第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定 (平成26年3月)

4 第2次計画の状況

第2次計画では、目指すべき環境像の実現に向けた4つの基本方針（自然と人との共存可能な社会の構築、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成、地球環境保全への積極的な取り組み、環境保全に向けての全ての主体の参加）を踏まえ、特に重点的に取り組んでいかなければならないものを「重点プロジェクト（8項目）」として位置づけ、施策目標（数値目標）を掲げ、その達成に向けて取り組んでいます。



※数値は原則として、平成26年度における平成32年度目標達成率

※項目毎の達成率の詳細は4～5ページに記載

第2次環境基本計画に掲げる重点プロジェクトの進捗状況

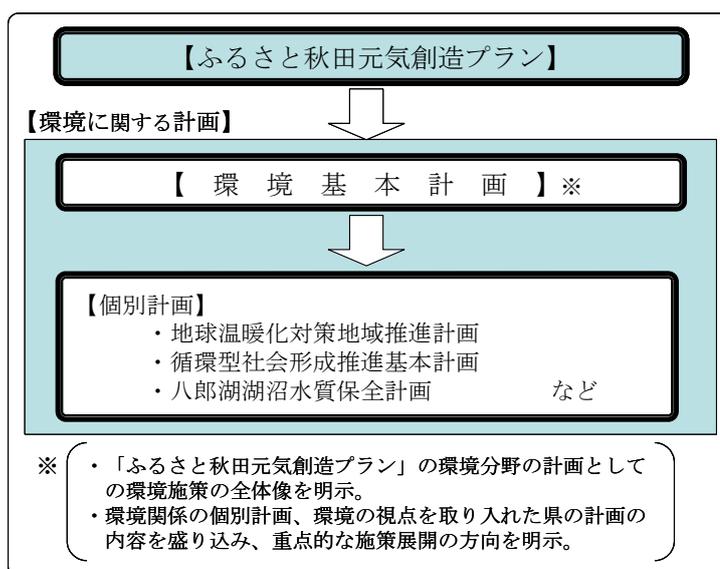
項 目		現 況 (H26)	目標値 (H32)	達 成 率	
1 生物多様性の確保					
1-1	県自然環境保全地域等の指定数	21	23	91	58
1-2	レッドリスト分類群数（見直し）	2	8	25	
2 自然と人が共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進					
2-1	農地等の保全活動取り組み面積	99,892	110,000	91	70
2-2	保安林の累積整備面積（平成13年度からの累積面積）	36,296	62,736	58	
2-3	農山村と都市住民等の交流参加者数	8,820	11,000	80	
2-4	エコファーマー認定農業者数	6,197	12,000	52	
3 三大湖沼の水質保全					
3-1	十和田湖湖心のCOD75%値	1.6	1以下	63	101
3-2	田沢湖湖心のpH	5.3	6以上	88	
3-3	田沢湖湖心のCOD75%値	<0.5	1以下	100	
3-4	八郎湖調整池のCOD75%値	7.2	7.3 (H30)	101	
3-5	八郎湖調整池の全窒素	0.64	0.77 (H30)	120	
3-6	八郎湖調整池の全りん	0.070	0.083 (H30)	119	
3-7	八郎湖東部承水路のCOD75%値	7.5	7.8 (H30)	104	
3-8	八郎湖東部承水路の全窒素	0.82	0.77 (H30)	94	
3-9	八郎湖東部承水路の全りん	0.063	0.080 (H30)	127	
3-10	八郎湖西部承水路のCOD75%値	9.8	9.3 (H30)	95	
3-11	八郎湖西部承水路の全窒素	1.20	1.20 (H30)	100	
3-12	八郎湖西部承水路の全りん	0.066	0.069 (H30)	105	

第2次環境基本計画に掲げる重点プロジェクトの進捗状況

項 目		現 況 (H26)	目標値 (H32)	達 成 率	
4 河川の水質保全					
4-1	公共用水域環境基準適合率	89.7	95.0	94	94
4-2	生活排水処理施設普及率	83.7	90.0 (H30)	93	
5 化学物質による環境汚染の防止					
5-1	ダイオキシン類環境基準達成率	100	100	100	100
6 廃棄物の減量化・リサイクルの推進					
6-1	県民1人1日当たり一般廃棄物排出量	1,002 (H25)	870 (H27)	87	95
6-2	一般廃棄物リサイクル率	16.9 (H25)	24.1 (H27)	70	
6-3	産業廃棄物減量化・リサイクル率	46.2	45.0 (H27)	103	
6-4	産業廃棄物最終処分量	297	300 (H27)	99	
6-5	県認定リサイクル製品の認定数(累計)	371	315	118	
7 地球温暖化対策の推進					
7-1	県内の温室効果ガス排出量(1990年の排出量を100%にした割合)	127 (H24)	89	70	70
7-2	新エネルギー導入量(原油換算した量)	399.0	572.3	70	
8 環境教育、環境学習の推進と県民運動の展開					
8-1	こどもエコクラブ会員数	2,168	3,700	59	74
8-2	環境あきた県民塾受講者数(累計)	963	1,150	84	
8-3	あきたビューティフルサンデー参加者数(あきたクリーン強調月間参加者数を含む)	118	150	79	

第2節 計画の役割

- 県が各施策を推進するに当たっては、本計画との整合を図ることにより環境への配慮がなされるとともに、本計画に掲げる施策を着実に実施することにより、本県の豊かで快適な環境が確保されるものです。
- 本計画は、行政計画であるものの、今日の環境の課題が県民、事業者、民間団体、行政などの各主体の協力・連携及び積極的な参加なくしては解決できないことから、それぞれの主体が果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取組の指針を示すものです。



第3節 計画が対象とする環境の範囲

環境の範囲は、社会的ニーズや県民の意識の変化によって変遷していくものですが、本計画では、秋田県環境基本条例第2条（定義）、同第8条（施策の基本方針）等を踏まえ、次の範囲を対象とします。

- 自然環境 : 動物、植物、生態系* など
- 生活環境 : 公害*、水循環*、廃棄物 など
- 快適環境 : 緑・水辺、景観、歴史的・文化的遺産 など
- 地球環境 : 地球温暖化、オゾン層*の破壊、酸性雨* など

第4節 計画の期間

計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

なお、環境保全施策は、環境に関する世界や国の動向、経済の活性化などに関する施策なども踏まえつつ総合的に検討し、推進していく必要があることから、今後も「ふるさと秋田元気創造プラン」との整合を図りつつ、適宜見直しを図ることとします。

第5節 計画の構成

本計画の全体構成は、次のとおりです。

第1章 計画の基本的事項 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の役割 第3節 計画が対象とする環境の範囲 第4節 計画の期間 第5節 計画の構成
第2章 秋田県のすがた 第1節 自然特性 第2節 社会特性
第3章 目指すべき環境像と実現に向けての基本方針
第4章 環境保全に関する施策の展開（現況、課題、施策の方向） 第1節 自然と人との共存可能な社会の構築 第2節 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成 第3節 地球環境保全への積極的な取組 第4節 環境保全に向けての全ての主体の参加 第5節 共通的・基盤的施策の推進
第5章 環境保全に関する重点プロジェクトの推進（施策、施策目標） 第1節 生物多様性の確保 第2節 自然と人が共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進 第3節 三大湖沼の水質保全 第4節 河川の水質保全 第5節 化学物質による環境汚染の防止 第6節 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 第7節 地球温暖化対策の推進 第8節 環境教育、環境学習の推進と県民運動の展開
第6章 計画の推進 第1節 主体的行動指針 第2節 計画の進行管理